

原子力損害（環境損害）について

1. 環境損害の概念について

ウィーン条約改正議定書においては、「環境損害の原状回復措置費用」が原子力損害に該当することとされたが、条約上、環境損害の定義は規定されていない。また、各国法において当該費用を原子力損害と規定することは、必ずしも条約加盟の条件とはされておらず、条約上も「管轄裁判所の法が決する限りにおいて」とされているところ。

環境損害とは極めて多義的な概念であり、漠然と大気、海洋、河川などの汚染を環境損害と呼ぶ場合もあるが、一般的には被害者が特定の個人だけでなく、その環境に接する不特定多数の者であるような損害であり、公共の財産である環境そのものが侵害されるという点に特殊性を有するものと捉えることが可能である。また、個人の所有地が汚染される場合にあっても、地下水等を通じて不特定多数の者に汚染が及ぶ可能性があるため、このような場合は環境損害と捉えることが可能であり、所有権の有無にはかかわらないと考えられる。

2. 原賠法における環境損害の位置づけ

(1) 現行の原賠法においては、「環境損害」は規定しておらず、

- a.核燃料物質の原子核分裂の過程の作用
- b.核燃料物質等の放射線の作用
- c.核燃料物質等の毒性的作用

により生じた損害を「原子力損害」と規定しているのみである。ここで「作用により生じた損害」とは、「作用」との間で相当因果関係がある損害を指すものであり、その限りにおいては、直接損害のみならず、間接損害も含まれるものとして捉えられている。

このように、我が国原賠法は損害の種類によって賠償の対象になるか否かを分類していないため、「環境損害」に伴う原状回復措置費用も原子力損害に該当するものであり、排除されているものではない。

(2) ただし、この場合も環境損害に伴う原状回復措置費用が全て原子力損害として認められる訳ではなく、「相当因果関係」の存在が必要とされるであろう。また、額についても原状回復に要した費用全額ではなく、現実に支払った費用のうち合理的な費用に限定されるものと考えられる。

以上のとおり、現行の原賠法でも相当因果関係のある環境損害に伴う原状回復措置費用は原子力損害として認められるものであり、かつこれ以上に新しく環境損害を定義するだけの必要性も無いものとする。

3. 油濁損害賠償保障法上の考え方

なお、「環境損害」の検討に当たっては、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（油濁損害条約）」及び「油濁損害賠償保障法」が参考になると考えられる。

油濁損害条約においては、汚染損害の定義に環境損害に係る原状回復措置費用を規定しているが、本条約の国内実施法である油濁損害賠償保障法においては、油濁損害の定義（「船舶から流出し、又は排出された油による汚染により生ずる責任条約の締約国の領域内又は二百海里水域等内における損害」）の中で環境損害を読み込むことができるものとして、特別に環境損害に係る原状回復措置費用を規定することとしていない。

油濁損害は原子力損害に比較して、環境損害（海洋汚染等）に伴う経済的損失が多くを占め、人的損害は比較的少ないとの相違が存在すると考えられ、必ずしも原子力損害の概念を油濁損害の概念と一致させる必要性はないとも考えられるが、改めて「環境損害」を定義せずとも、損害の定義の中において相当因果関係から読み込むことが可能である例として参考になると考えられる。

なお、「合理的な費用」といえるか否かについて、油濁損害においては、「油濁損害賠償基金請求の手引き」を定めており、補償の対象となる請求としての環境損害について一定の指針を示している。（別紙参照）

「油濁損害賠償基金請求の手引き」より（抜粋）

第3章 補償の対象となる請求

基金の請求承認方針

基金に条約に規定された油濁損害と防止措置の定義にあてはまる請求のみを承認することができる。この定義を統一的に解釈することは、条約により確立された補償制度が機能するためには必要不可欠である。

補償対象となる請求の承認基準についての基金の方針は、基金加盟国の政府が共同で作成したものである。個々の請求はそれぞれ独自の特性を有しているため、個別のケースに特有の状況に照らして、それぞれの請求を審査する必要がある。従って、基金の採択した基準は相当の範囲内での柔軟な適用を許容するものである。

一般的基準

以下の一般的基準は全ての請求にあてはまる。

- ◆ 費用又は損失は実際に発生したものであること
- ◆ 費用は合理的で必要のある措置に要したものでなければならない。
- ◆ 請求者の費用、損失又は損害は油汚染により生じたと認められる場合にのみ、またその範囲内において認められる。
- ◆ 請求に含まれる費用、損失又は損害と油の流出による汚染との間には、相当因果関係がなければならない。
- ◆ 請求者は、経済的損失（逸失利益）については金銭的に算定できる損失をこうむった場合にのみ、補償を受けることができる。
- ◆ 請求者は、適切な書類その他の証拠を提出し損失又は損害の額を証明しなければならない。

請求はこのように、損失又は損害の金額が実際に証明された限りにおいて認められる。ただし請求者や当該産業又は当該国の特殊な事情等を考慮して、説明資料の提出要件は、ある程度柔軟なものとする。証拠となる要素は全て考慮されるが、提出資料は、実際にこうむった損失又は損害の金額に関して、基金が独自の判断を行うのに役立つものでなければならない。

環境損害

環境への損害に対する請求は、請求者がこうむった貨幣価値で算定できる経済的損失に限って認められる。

この種の請求に関する71年基金の見解は71年基金の加盟国が採択した決議に次のように示されている。「国際石油補償基金が支払う補償額の査定は、理論的モデルに従って算出される損害の換算的な算定数値には基づいてなされるべきではない。」

92年基金条約で改正された油濁損害の定義で明らかのように、汚染された環境を復元するため現に行われたか行われる合理的な措置の費用のみが92年基金の補償対象である。92年条約では、環境損害を明確に定義し、71年基金による解釈を成文化するため、定義が改正された。

海洋環境への被害の結果、漁業者、海辺の行楽地にあるホテル経営者、レストラン経営者等、海辺や海に関係する事業で収入を得ている人々がこうむった逸失利益（純収入）に対する補償請求は、基金により認められる。

加害者の過失の程度や加害者が得た利益を基に計算した、懲罰的性格の賠償金は基金は支払いの対象としない。

油流出後の海洋環境を回復するためにとる措置の費用は、基金により一定の条件の下で認められる。承認の基準は次の通りである。

- ◆ 採用した措置に係る費用が合理的なものであること。
- ◆ 措置に係る費用が、達成された効果又は合理的に期待できる効果に対して不適合ではないこと。
- ◆ 措置が適切であり、成功の相当の見込みがあること。

特定の措置を講じるときに入手可能な客観的な情報に照らして、その措置は適切なものでなければならない。海洋環境は自然浄化の潜在的能力が大きいので、大規模な油流出事故も、殆どの場合、環境に対して永久的な被害を与えることはない。自然浄化の過程を促進するのに人間が現実に行うことができることには限界がある。

既に実施した、あるいは実施することが決まっている措置に対してのみ、賠償が支払われる。

油流出後の環境の調査が、油流出によって生じた油濁損害の性質と程度を正確に把握し、また、復元のため何らかの措置を講じる必要性があるか否かを確認する目的で、実施されることがある。その調査が、環境を回復するための合理的な措置も含めて、基金の解釈する条約上の汚染損害の定義に該当する損害に関する調査であれば、基金はその費用を負担することがある。このような場合に、調査を依頼する専門家の選定と、専門家への委任内容の決定に、基金が早い段階で関与する可能性を与えられなければならない。調査は現実的なものでなければならず、必要とされるデータを提供できる見込みがなければならない。調査の規模は、汚染の程度や予想される効果の程度と不適合であってはならない。調査の内容とそれに付帯する費用が客観的に見て合理的で、かつ所要の費用も合理的な額でなければならない。